

高知県教育委員会 会議録

平成26年2月定例委員会

場所：教育委員室

(1) 開会及び閉会に関する事項

開会 平成26年2月12日(水) 15:30

閉会 平成26年2月12日(水) 18:05

(2) 出席委員及び欠席委員の氏名

| | | |
|------|---------|-------|
| 出席委員 | 教育委員長 | 小島 一久 |
| | 委員 | 竹島 晶代 |
| | 委員 | 八田 章光 |
| | 委員 | 中橋 紅美 |
| | 委員(教育長) | 中澤 卓史 |
| 欠席委員 | 委員 | 久松 朋水 |

(3) 高知県教育委員会会議規則第9条の規定によって出席した者の氏名

| | | |
|-------------|-------------|--------------|
| 高知県教育委員会事務局 | 教育次長(総括) | 勝賀瀬 淳 |
| 〃 | 教育次長 | 中山 雅需 |
| 〃 | 参事兼小中学校課長 | 永野 隆史 |
| 〃 | 教育政策課長 | 岡村 昭一 |
| 〃 | 教職員・福利課長 | 彼末 一明 |
| 〃 | 教職員・福利課企画監 | 北川 圭児 |
| 〃 | 学校安全対策課長 | 沢近 昌彦 |
| 〃 | 幼保支援課長 | 原 雅彦 |
| 〃 | 高等学校課長 | 藤中 雄輔 |
| 〃 | 特別支援教育課長 | 川村 泰夫 |
| 〃 | 生涯学習課長 | 安岡千真夫 |
| 〃 | 新図書館整備課長 | 渡辺 憲弘 |
| 〃 | 文化財課長 | 彼末 和幸 |
| 〃 | スポーツ健康教育課長 | 葛目 憲昭 |
| 〃 | 人権教育課長 | 赤間 圭祐 |
| 〃 | 教育政策課教育企画担当 | 溝渕 松男(会議録作成) |
| 〃 | 教育政策課主任指導主事 | 近森 公夫(会議録作成) |

(4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

- 委員長 2月定例委員会を開催する。
教育長 (提案説明)
委員長 本日の付議事件第2号から第12号は、県議会2月定例会に提出前の公開前議案のため、また第13号から第15号は、個人の情報を含む議案のため、第非公開として取り扱うこととする。
賛成の委員は挙手をお願いします。
各委員 全員挙手
委員長 付議第2号から第15号は非公開の取扱いとする。

【付議第1号 高知県地域改善対策奨学資金の貸与に関する条例施行規則を廃止する規則の一部を改正する規則議案(人権教育課)】

○人権教育課長 説明

○質疑

| | |
|-----|---|
| 委員長 | 生活保護基準は変わるが、「返還債務の免除基準」は変わらないという解釈でよいか。 |
| 事務局 | そのとおり。 |
| 委員長 | 他県でも同じような取扱いをしているのか。 |
| 事務局 | 中四国の他県でも同様の取扱いとしていることを確認している。 |
| 委員長 | 本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いします。 |
| 各委員 | 全員挙手 |
| 委員長 | 本事件を原案のとおり議決する。 |

【付議第2号 高知県手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案(幼保支援課)】

○高等学校課長 説明

○質疑

| | |
|-----|--|
| 教育長 | この2,400円は標準なのか。 |
| 事務局 | そのとおり。 |
| 教育長 | それに従わなければならないのか。 |
| 事務局 | そのとおり。標準に従って、条例を作るように決まっている。 地方自治法の第228条で、“手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務について、手数料を徴収する場合には、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例で定めなければならない”となっ |

| | |
|-----|---|
| 委員 | ている。 |
| 事務局 | 保育教諭になるために、保育士資格を持つ人に対する特例措置は、無いのか。 |
| 委員 | 同じような形で、幼稚園教諭になるための通常の単位よりも少ない単位で免許を取得できる特例が設けられている。 |
| 事務局 | 将来は全てが、「認定こども園」になっていくのか。 |
| 教育長 | 全部がなるというわけではないが、数は増やしていきたいと考えている。 |
| 委員 | 新しい法律によって「幼保連携型認定こども園」が新しく出てきた。子どもを預かることにおいて優れた園として認定されることになる。そのため、これを増やしたいが、全てをそれにすることはできない。 |
| 委員長 | 本事件の議決を求める。原案に賛成する委員は挙手をお願いします。 |
| 各委員 | 全員挙手 |
| 委員長 | 本事件を原案のとおり議決する。 |

【付議第3号 高知県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案（高等学校課）】

○高等学校課長 説明

○質疑

| | |
|-----|--|
| 委員 | 就学支援金の支給は、保護者に届くことになるのか。 |
| 事務局 | 月額授業料9,900円（年間授業料118,000円）を徴収せず、就学支援金という形で国から県が受け入れ、それを授業料に充てることになる。保護者に渡すということはない。 |
| 委員 | 会計的な事務はあまりないのか。 |
| 事務局 | 県の中での会計事務はある。国との間に保護者が入ってくることはない。 |
| 教育長 | 県の代理受領であるが、法的には保護者に支援金が届くことになる。専攻科の生徒はどうなるのか。 |
| 事務局 | 専攻科（高知東高校、高知海洋高校）の生徒は高校生ではないので、現行制度であっても授業料を徴収している。ただし、低所得者については、授業料免除制度で対応している。 |
| 委員 | 5Pの新旧対照表の新しい部分の第3条にある“次項に規定する者”は誰を指しているのかが分からない。 |
| 事務局 | 第3条第2項は、通信制に在学する者のことで、授業料ではなく、受講料を納付しなければならないとなっている。 第3項は、全日制の単位制に在学する者（例：丸の内高校）のことで、3年で卒業できずに4年までかかった場合に、1単位について |

| | |
|-------------------|--|
| | <p>3,960円の授業料を払っていただくということ。</p> <p>第4項は併修制を受けている生徒のことで、例えば、定時制の夜間部に在籍しながら、北高校の通信制で単位を取得するなどがこれにあたる。</p> |
| 委員 | <p>旧の第3条の2は第3条とほとんど同じであるが、新の第3条に“次項に規定する者を除き”を新しく入れた理由は何か。第3条の2が第3条に格上げされた以外に何か意味があると思うが、その意味がよく分からない。</p> |
| 事務局 | <p>旧の第3条の2については、在学する者ということで網羅的にまず対象者を絞って対象を掲げた中で、実は授業料は全日制と定時制しか謳っていなかった。通信制の授業料のことを謳っていないにも関わらず、第3条第1項で、在学する者の全てを対象にしているかのような書き方をしていた。そこで、今回の新の第3条第2項は、こちらは通信制の授業料ではなく受講料としている。</p> <p>第3条は入念規定で、次項に規定する者は、在学しているが授業料は払わなくていいということで書いている。</p> <p>第3項は、3行目に“第1項第1号の規定にかかわらず”と除外規定があるので、ここで読むことができる。</p> <p>第4項はそもそも在学しているので、授業料を第1項の規定に基づいて支払いつつ、併せてこのケースの場合に受講料を払うことを規定している。</p> <p>従来は、やや正確さを欠いていたことから、入念規定を入れたものである。</p> <p>今回の改正する機会に正確性を欠いていた部分も合わせて改正したものであり、実質的な変更ではない。</p> |
| 委員 | <p>就学支援金は授業料相当とするもので、休学などで授業料を払わない場合には、支援金も来ないのか。</p> |
| 事務局 | <p>就学支援金は毎月1日を基準として、その日に在籍しているか否かで決まり、休学の場合はその分を除くことになる。</p> |
| 教育長 | <p>11Pの参考資料4の表では、所得制限の対象者が高知県は非常に少なく、寂しい限りである。</p> |
| 事務局 | <p>このデータは、一部分をサンプルとして抽出したうえで算出したものであることから、高知県全体としては実質的にはもう少し減るものと思われる。</p> |
| 教育長 | <p>所得制限をかけたことによって、いただいたお金は、私学の支援と給付型の奨学金に回ることになる。</p> |
| 委員長 各委員 委員長 | <p>本事件の議決を求める。原案に賛成する委員は挙手をお願いします。</p> <p>全員挙手</p> <p>本事件を原案のとおり議決する。</p> |

【付議第4号 高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案（高等学校課）】

○高等学校課長 説明

○質疑

| | |
|-------------------|--|
| 委員長 事務局 | この奨学金は県費なのか。 そのとおり。再編振興に伴い定めた貸与条例である。統合されたことによって地元で高校が無い場合に、通学支援のために激変緩和措置として創設された制度である。 |
| 委員長 教育長 委員 | 今後も対象地域が出てくるのではないか。 今後は西土佐分校が対象になる可能性がある。 3Pの第2条の2に、“選考のうえ”と書いているが、申請者全員に貸与するものではないのか。 |
| 事務局 | 一応審査をすることとしているが、条件を満たしていれば、基本的には全員に貸与している。 |
| 委員長 各委員 委員長 | 本事件の議決を求める。原案に賛成する委員は挙手をお願いします。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。 |

【付議第5号 高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案（生涯学習課）】

【付議第6号 高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案（生涯学習課）】

【付議第7号 高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案（生涯学習課）】

【付議第8号 高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案（生涯学習課）】

【付議第9号 高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案（生涯学習課）】

【付議第10号 高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案（スポーツ健康教育課）】

【付議第11号 高知県立武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案（スポーツ健康教育課）】

○生涯学習課長 一括説明

○スポーツ健康教育課長 一括説明

○質疑

| | |
|-----|---|
| 委員 | 例外の部分で、シャワーの料金設定のことが分からなかった。要はコインが100円しか使えないということか。 |
| 事務局 | そのとおり。 |

| | |
|------------|--|
| 委員 | そうであるならば、100 円未満を切り捨てるようなにしておかないと、10 円未満を切り捨てる規定のままであれば、将来 110 円になった時にどうしようかということになるのではないかと。 |
| 事務局 | 消費税率が 15% になった時には、再検討しなければならないと考えている。 |
| 委員 | 例外にするのであれば、機械の都合で逆に 100 円未満を切り捨てるように決めておいた方が話が早いと思う。いずれにしろ 110 円などにはしないつもりだろうと思う。 |
| 事務局 | 12 月議会でも同様の条例改正があり、同様の計算方法を行っており、それに合わせた改正である。 委員のおっしゃるような計算方法を採用していなかった。 |
| 委員長 事務局 | 教育委員会所管以外の他の施設も同様の計算なのか。 室戸の広域公園や春野総合運動公園や西南大規模公園などのシャワーの利用料の計算方法も同様の考え方でやっている。 |
| 教育長 | そうしておいて、110 円になりそうな時には、本体価格を下げるしか方法はないと思う。 |
| 委員 事務局 | 施設の利用料金として、どの金額が表示されるのか。 税が含まれた額である。 |
| 委員長 | 付議第 5 号から第 11 号の一括議決を求める。原案に賛成する委員は挙手をお願いします。 |
| 各委員 | 全員挙手 |
| 委員長 | 付議第 5 号から第 11 号を原案のとおり議決する。 |

【付議第 12 号 平成 26 年度高知県一般会計予算等に係る意見聴取に関する議案
(教育政策課)】

○教育政策課長 説明

○質疑

| | |
|------------|--|
| 教育長 事務局 | 5 P の繰越明許費の文教施設等災害復旧事業費は、どういうものか。 須崎工業高校のグラウンドの一部が崩落したことの復旧費である。雨天が続いた後で崩落したもので、すぐに復旧させたかったが、国の災害復旧補助金を使えることになり、その審査に時間がかかった。 |
| 教育長 | 26 年度主要事業の説明資料の 7 P に南海トラフ地震対策とあるが、県立学校の耐震化対策のことはどこにあるのか。予算が増えたのは、この耐震化対策費であるので、載せる必要があると思うが。 |
| 事務局 | 載せていない。出来る限り調整したい。 |
| 委員長 | 耐震化は、国の補正予算や新しい予算等により予算計上されているのではないかと。 |
| 教育長 | 市町村立学校は国の補助金があるが、県立学校は補助金がないので |

| | |
|-------------------|--|
| 委員長 事務局 | あまり関係がない。 |
| 委員長 事務局 | 耐震化工事は平成 27 年度には、県立学校は 100%達成できるのか。 できる。 |
| 委員長 事務局 | 公立小中学校はどんな状況か。 5 市が、27 年度以降になる予定。 |
| 委員長 事務局 | 予算立てしても、各市に予算が無ければできない状況か。 そのとおり。27 年度までであれば、国の交付金が手厚いので、少しでも 27 年度中に認定を受けるように働きかけを行うようにしている。 |
| 教育長 委員長 事務局 | 要するに 28 年度以降、どうなるか決まっていない状況である。 26 年度に高台移転を行う幼稚園・保育園はあるのか。 幼稚園はなく、3 市町村で 3 保育所が行う予定。 |
| 委員長 事務局 | 私立はどうなるのか。 同じような補助がある。 |
| 委員長 事務局 | 新図書館は、大きな額を見積もっているが、業者は決まりそうか。 他の要素があれば話は別だが、金額的にはこれ以上はないと思っている。 |
| 教育長 | 県予算を大きな項目に分けた場合、以前は土木費であったが、公共 工事が減ったことから、現在最も多いのは教育費である。 |
| 委員長 事務局 | 人件費の比率はどれくらいか。 H26 年度が 79%、H25 年度が 85%、最近で最も高かったのは H19 年度で 91%であった。 |
| 委員長 | 予算の概要などは、改めて目を通しておいてもらいたい。 |
| 委員長 各委員 委員長 | 本事件の議決を求める。原案に賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。 |

【付議第 13 号 平成 26 年秋の叙勲候補者の推薦議案（教職員・福利課）】

○教職員・福利課長 説明

○質疑

| | |
|--|---------|
| | 【非公開議案】 |
|--|---------|

【付議第 14 号 指導を要する教職員の認定及び処遇議案（小中学校課）】

小中学校課長 説明

質疑

| | |
|--|---------|
| | 【非公開議案】 |
|--|---------|

【付議第 15 号 教職員の人事議案（高等学校課）】

高等学校課長 説明

質疑

| | |
|--|---------|
| | 【非公開議案】 |
|--|---------|

(5) 議決事項

付議第 1 号～第 14 号

原案どおり議決

付議第 15 号

原案（戒告）を修正し、嚴重注意にて議決